

新たな手数料納付方法を導入します —生活衛生関係各種証明書発行手数料—

令和4年10月から以下の納付方法を新たに導入します。

1 庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）

キャッシュレス決済も可能に！
申請窓口で直接納付



現金



クレジットカード



電子マネー



スマホ決済

2 ウェブサイトで事前登録した上でのコンビニエンスストアでの納付（現金） ※要コンビニ取扱手数料

